

正誤表

2024年4月21日

2024年目標 TAC建築士講座

級	二級
講義	学科
科目	法規
教材	テキスト

日付	頁	誤	正
4/21	テキスト P21 11行目	あるある旨の表示をして	ある旨の表示をして
	テキスト P103 13行目	この場合のA(居室の床面積)は $26+2+10=38\text{m}^2$ となる。	この場合のA(居室の床面積)は $24+2+2+10=38\text{m}^2$ となる。
	テキスト P103 30行目	■令20条【居室の天井高さ】	■令21条【居室の天井高さ】
	テキスト P176 20行目	おおむね10以内に…	おおむね10年以内に…
	テキスト P194 1行目	■法7条【住宅販売瑕疵担保保証金の供託】	■法11条【住宅販売瑕疵担保保証金の供託】
	テキスト P201 24行目	令7条【適用除外】	令6条【適用除外】
	テキスト P201 33行目	令8条【適用除外】	令7条【適用除外】
	テキスト P203 15行目	特定建設工事は分別解体しなければいけない。	対象建設工事は分別解体しなければいけない。
	テキスト P206 41行目	記載なし	追記 ■法18条【行為の着手の制限】 法16条の届出をしたものは受理した日から30日を 経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

以上のとおり、訂正をお願いいたします。